

アマチュアバンドプラン

【平成 21 年 3 月 30 日施行】

狭帯域: 占有周波数帯幅が 3kHz 以下 (A3E を除く)
 広帯域: 占有周波数帯幅 3kHz を超える

135.7kHz	137.8kHz	1,810kHz	1,825kHz	1,907.5kHz	1,912.5kHz
【135kHz 帯】	CW、狭帯域データ (注)	【1.9MHz 帯】	CW	CW、狭帯域データ (注)	

注 占有周波数帯幅は 100Hz 以下のものに限る。

注 占有周波数帯幅は 100Hz 以下のものに限る。

3,500kHz	3,520kHz	3,530kHz	3,575kHz	3,599kHz	3,612kHz	3,680kHz	3,687kHz
【3.5MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像	CW、狭帯域の電話・画像・データ		CW、狭帯域の電話・画像	

↑ 3,525kHz 非常通信周波数 (±5kHz)

3,702kHz	3,716kHz	3,745kHz	3,770kHz	3,791kHz	3,805kHz
【3.8MHz 帯】	CW、狭帯域の電話・画像	CW、狭帯域の電話・画像		CW、狭帯域の電話・画像	

7,000kHz	7,025kHz	7,040kHz	7,100kHz	7,200kHz
【7MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像 (注)	狭帯域の全電波型式

↑ 7,030kHz 非常通信周波数 (±5kHz)

注 7,040kHz から 7,045kHz までの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

10,100kHz	10,130kHz	10,150kHz
【10MHz 帯】	CW	狭帯域データ

14,000kHz	14,070kHz	14,112kHz	14,350kHz
【14MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像

↑ 14,100kHz ビーコン (注)、非常通信周波数 (±10kHz)

注 14,100kHz の周波数は、JARL が国際的な標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

18,068kHz	18,100kHz	18,110kHz	18,168kHz
【18MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像

↑ ビーコン (注)

注 18,110kHz の周波数は、JARL が国際的な標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

21,000kHz	21,070kHz	21,125kHz	21,150kHz	21,450kHz
【21MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像	

ビーコン (注) ↑ ↑ 21,200kHz 非常通信周波数 (±10kHz)

注 2 21,150kHz の周波数は、JARL が国際的な標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

24,890kHz	24,920kHz	24,930kHz	24,990kHz
【24MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・画像

↑ ビーコン (注)

注 24,930kHz の周波数は、JARL が国際的な標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

28.00MHz	28.07MHz	28.15MHz	28.20MHz	29.00MHz	29.30MHz	29.51MHz	29.59MHz	29.61MHz	29.70MHz
【28MHz 帯】	CW	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・画像・データ (注 2)	衛星	レピータ	広帯域の電話・電信・画像・データ		

↑ ビーコン (注 1)、非常通信周波数 (±10kHz)

注 1 28.20MHz の周波数は、JARL が国際的な標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

注 2 29.00MHz から 29.30MHz までの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が 3kHz 以下の電話・電信・画像及び CW による通信にも使用することができる。

50.00MHz	50.30MHz	51.00MHz	51.50MHz 非常通信周波数	↓ 52.00MHz	52.30MHz	52.50MHz	52.90MHz	54.00MHz
【50MHz 帯】	CW (注 1)	狭帯域データ	CW、狭帯域の電話・電信・画像	VoIP	CW、狭帯域の電話・電信・画像	広帯域データ	全電波型式 (実験・研究用)	
	EME (注 1)							

50.01MHz ビーコン (注 2) ↑ ↑ 50.10MHz 非常通信周波数 ↑ 呼出周波数 非常通信周波数

注 1 50.00MHz から 50.10MHz までの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合と 50.00MHz から 50.30MHz までの周波数で月面反射通信を行う場合に限り、占有周波数帯幅が 3kHz 以下のデータによる通信にも使用することができる。

注 2 50.01MHz の周波数は、JARL が標識信号 (ビーコン) を送信する場合に限る。

注 3 51MHz から 51.5MHz までの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数帯幅が 3kHz 以下の電話・電信・画像及び CW による通信にも使用することができる。

